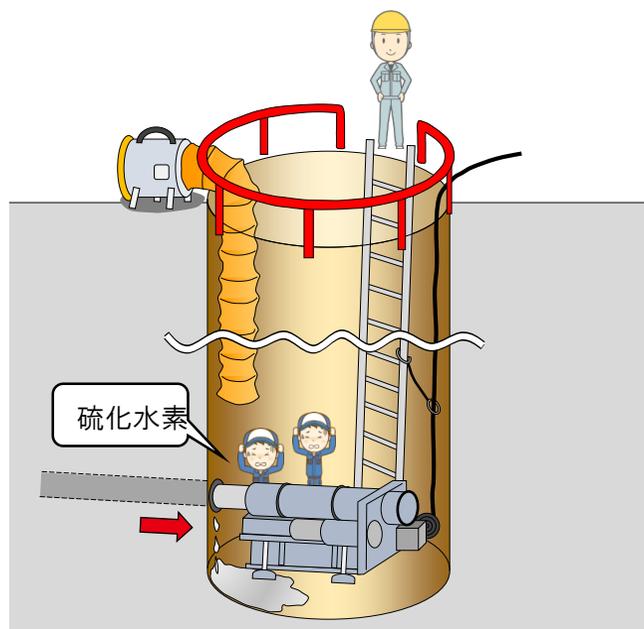


推進工法による下水管敷設の作業中、作業員3人が硫化水素中毒



【発生場所】

推進工法による下水管敷設工事中の立坑内

【被災原因】

下水管敷設工事に進行方向の修正作業として、遠隔操作による下水管の引き寄せを行った際に地下水が漏出した。地下水の流れの停止に、作業員A、Bが立坑内に降りて作業時に、腐泥などによる硫化水素の発生と、換気不十分により被災した。

【被災状況】

現場でAが意識を失ったため、Bは地上にいるCに送風機の電源投入を伝え、はしごを上ったが、途中で意識を失い落下した。Cははしごを下りてBとCを救出後、地上で意識を失った。

【対策】からの抜粋

- [1] その日の作業開始前に酸素濃度及び硫化水素濃度の測定を行うこと ～中略～ (酸欠則第3、4条)
- [2] 坑内の換気を十分に行うこと ～中略～ (酸欠則第5条)



～理研計器からのご提案～

酸素欠乏危険場所で作業をする場合は、酸素欠乏症等防止規則に則り、坑内の換気、保護具等の準備、酸素濃度、及び、硫化水素濃度の測定を行い、換気の効果を確認すると共に、作業従事者が携帯式ガスモニターを装着して作業することで、酸欠や硫化水素の発生を、周囲に対して知らせることができます。